

収入がある方の生活保護費の算定方法について

1 保護費の決め方

生活保護費は国が定めた最低生活費（保護基準）と、その世帯の収入額を対比し、最低生活費（保護基準）に満たない部分を生活保護費で賄う仕組みです。

※収入がある場合

最低生活費（保護基準）	
世帯の収入	保護費

※収入が無い場合

最低生活費（保護基準）
保護費

2 保護基準とは

国が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ために必要とする額を算定したものです。

生活保護は世帯単位の考えで設計されており、世帯の人数・構成員の年齢によって金額が決まります。加えて、一定の障害のある人のいる世帯や母子世帯、子どもを養育する世帯には加算額が計上されます。

また、家賃相場等の物価も算定根拠となっているため、全国を 6 区分に級地分けをしており、級地によって同じ世帯構成でも最低生活費（保護基準）は変わります。

3 収入とは

原則として就労収入（給料・給与）の他、各種年金、手当て、仕送り、保険金等あらゆるものが算定されます。ただし一部の手当て等については収入としてみなさない扱いを行うものがあります。（収入認定除外）

4 具体的な流れ

最低生活費（保護基準）が 15 万円の世帯で、年金収入が 5 万円の場合

最低生活費（保護基準） 15 万円	
世帯の収入 5 万円	保護費 10 万円

このような算定となりますが、就労収入のような収入額に変動がある場合は、一旦収入が 0 円もしくは前月の収入額が継続するものとして、保護費を算定し支給します。（推定認定）

推定認定を行った場合の保護費の算定の流れ

(平成 30 年 1 月 1 日保護開始。開始時収入無し、1 月 20 日に初任給を受け取った場合)

○1 月上旬の処理

～保護開始時支給額（平成 30 年 1 月 1 日：収入額 0 円）～

最低生活費（保護基準）15 万円
保護費 15 万円（1 月 1 日支給額）

経理手続きに時間を要するため、2 月分の生活保護費については 1 月中旬までに一旦支給額を確定させる必要があります。本事例の場合 1 月中旬時点では収入がいくらになるか不明であるため、収入額 0 円として 2 月分の生活保護費が確定し 2 月 1 日に支給されます。

～2 月 1 日支給額～

最低生活費（保護基準）15 万円
保護費 15 万円（2 月 1 日支給額）

○2 月上旬の処理

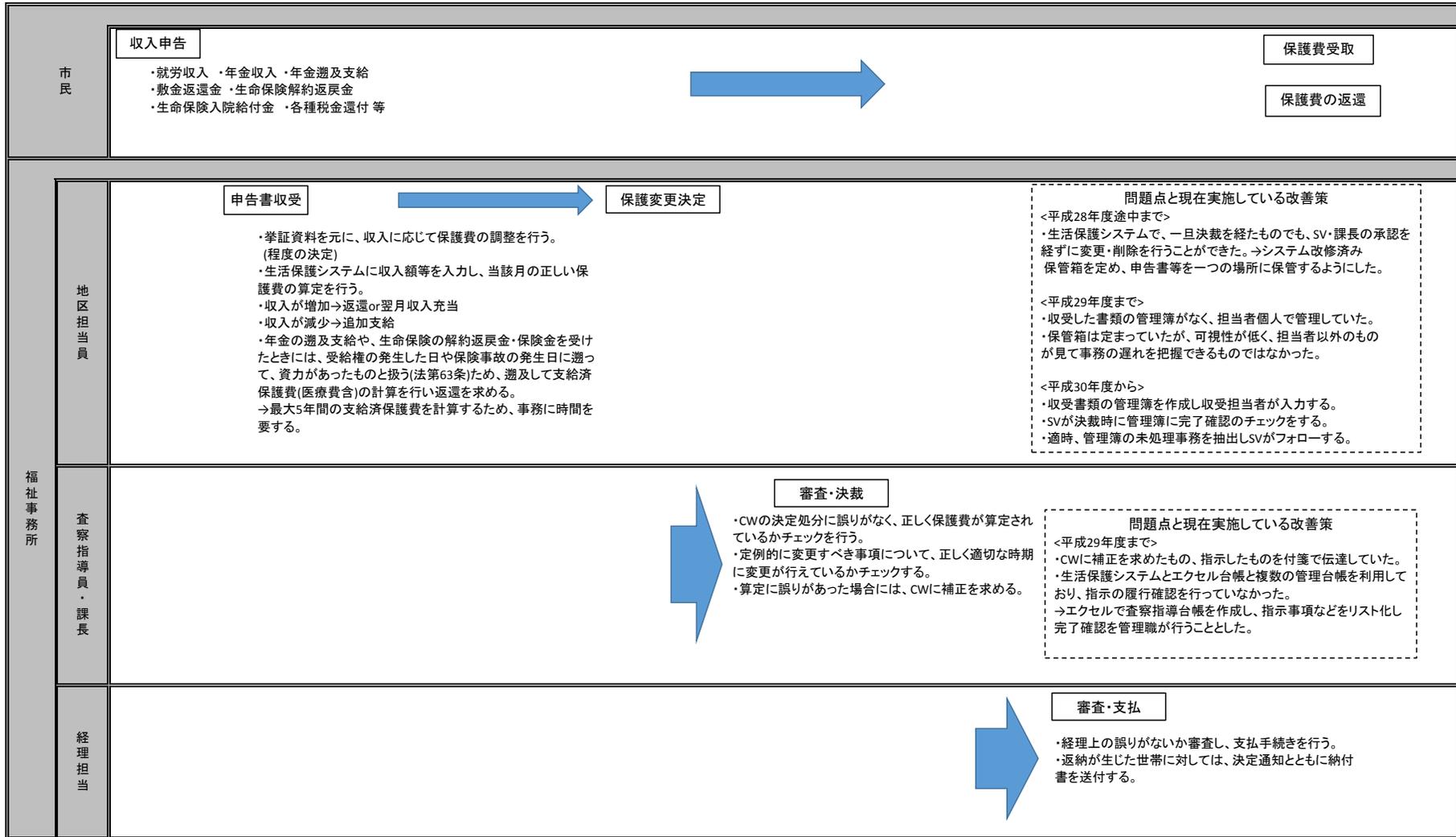
その後、当該世帯が 1 月 20 日に就労収入 10 万円を受け取った場合、次の通り保護費を算定します。この場合、1 月下旬に受け取った給与収入は 2 月分の生活費として計上するため、2 月分の生活保護費を以下の様に算定し直します。

最低生活費（保護基準）15 万円	
世帯の収入 10 万円	保護費 5 万円

このように、2 月 1 日に支給した保護費が 10 万円多かった（過支給）ことになり、この支給しすぎた保護費を返還していただくか、3 月以降の保護費に充当することになります。以降、毎月このような保護費算定の事後調整を行っていきます。

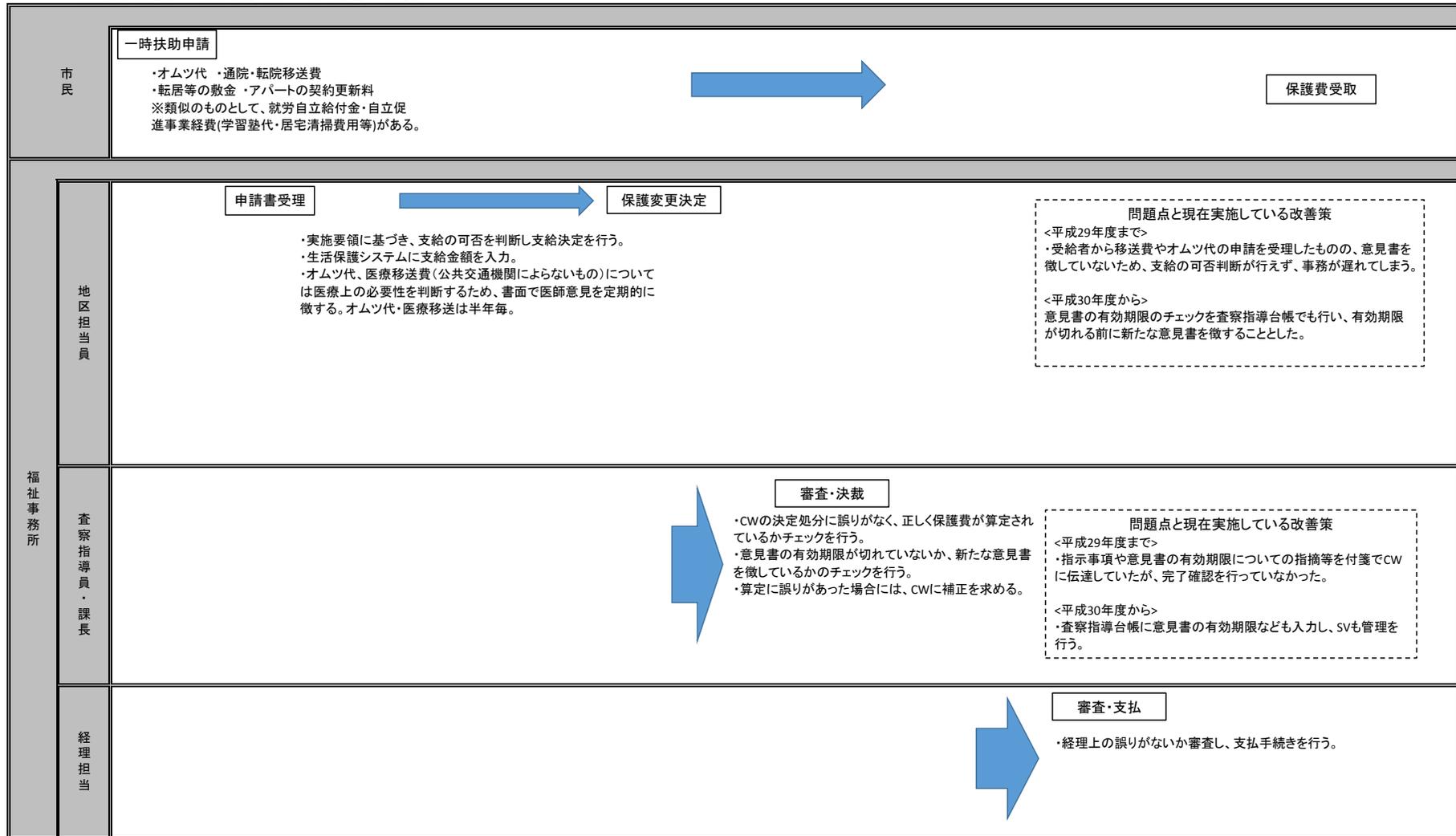
※就労収入については一部の額を生活保護費の算定上、収入としてみなさない”基礎控除”がありますが、本事例では基礎控除について考慮しておりません。

1. 保護決定(収入認定等)の手続きの流れ



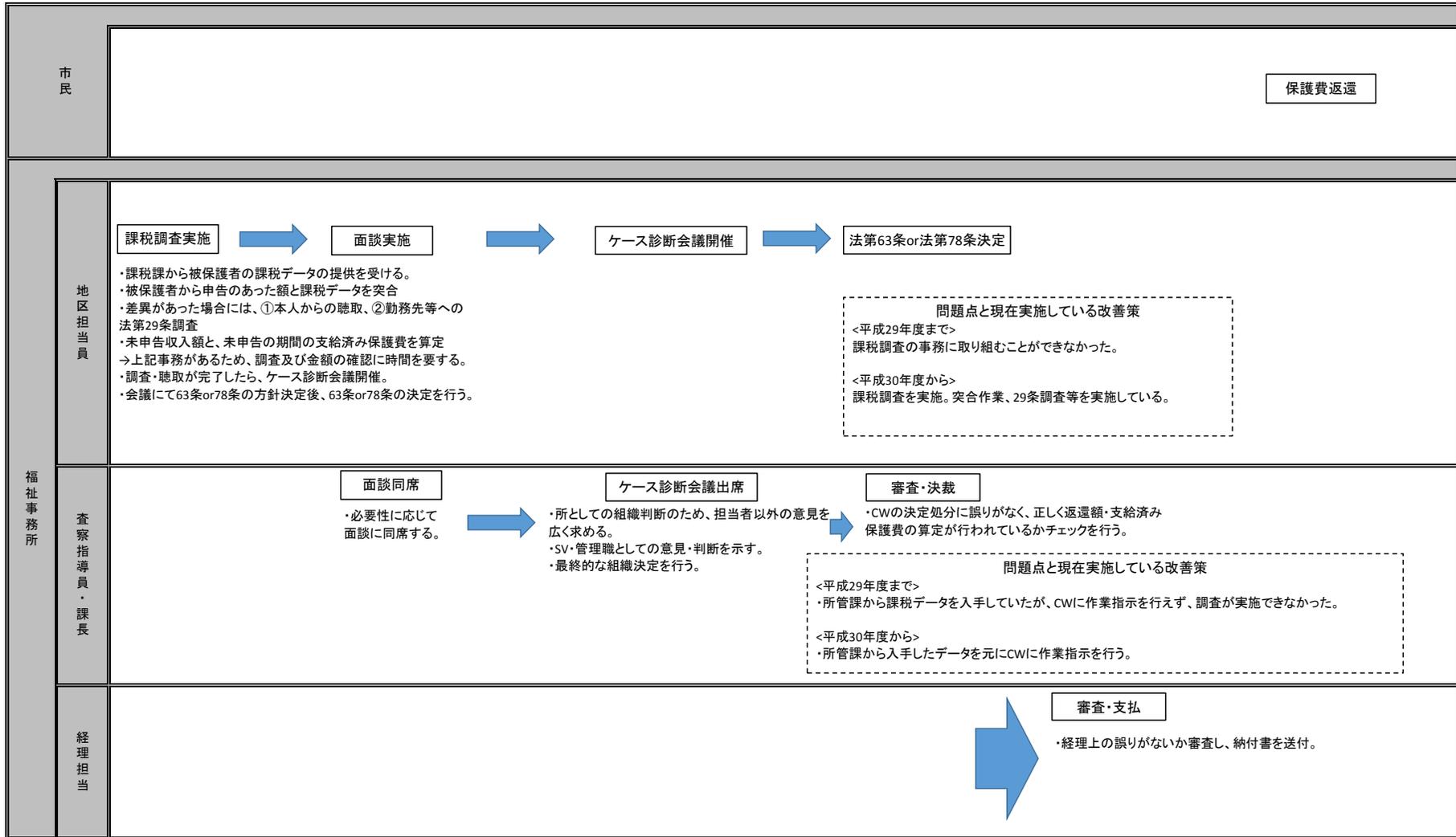
※上記、事務の流れについては、ケース記録・世帯台帳・拳証資料・決定処分に係る帳票が1冊にまとめられたケースファイルを回付している。

2. 保護決定(一時扶助等)の手続きの流れ



※上記、事務の流れについては、ケース記録・世帯台帳・拳証資料・決定処分に係る帳票が1冊にまとめられたケースファイルを回付している。

3. 課税調査を行い、返還(法第63条・法第78条)を決定する手続きの流れ



※上記、事務の流れについては、ケース記録・世帯台帳・拳証資料・決定処分に係る帳票が1冊にまとめられたケースファイルを回付している。